

淡海子ども・若者プラン

～子どもの笑顔と幸せあふれる滋賀を目指して～

令和2年（2020年）3月

滋 賀 県

目 次

I	計画の策定について	1
	(1) 計画策定の背景と趣旨	
	(2) 計画の位置づけ	
	(3) 計画の期間	
	(4) 計画における「子ども・若者」の定義	
II	子ども・若者をめぐる主な現状と課題	3
	〔子ども・若者を取り巻く社会環境〕	3
	(1) 少子化の進行	
	(2) 子どもが生まれる前から「切れ目のない子育て支援」の充実	
	(3) 社会全体（地域、企業）で子育てを支える環境づくりの推進	
	(4) 共生社会に向けた子ども・若者の多様なニーズへの支援	
	〔子ども・若者の育ち〕	28
	(1) 子どもの「夢と生きる力」を育む教育・学習の充実	
	(2) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	〔青少年の健全育成〕	33
	(1) 青少年活動の活性化	
	(2) 非行防止、立ち直り支援の充実	
	(3) 社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者に対する支援	
	〔社会的養護〕	37
	(1) 社会的養護をめぐる状況	
	(2) 増加する児童虐待相談への対応	
	〔子どもの貧困〕	42
	(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり	
	〔ひとり親家庭〕	46
	(1) 子育てと仕事を両立しながら自立を目指す就業支援・生活支援	
	(2) 生活の安定と自立のための経済的支援	
	(3) 支援制度の利用と周知	

Ⅲ	3つの基本理念	52
Ⅳ	具体的な施策の推進	53
	施策を進める5つの視点	53
	持続可能な開発目標(SDGs)の視点を生かした取組の推進	54
	7つの基本施策	55
	1 社会全体で子育て・子育てを応援	55
	(1) 子どもの人権が尊重される社会環境づくり	
	(2) 子ども・若者の育成支援についての理解の促進	
	(3) 共生社会に向けた多様なニーズへの支援	
	2 安心・安全な子育て環境	60
	(1) 安心・安全に子どもを生き育てることができる環境づくり	
	(2) すべての子育て家庭の多様なニーズに対する支援の充実	
	(3) 子どもの育ちを支える就学前の教育・保育の充実	
	(4) 子どもの安全確保や子育てにやさしいまちづくり	
	(5) 仕事と家庭の両立支援	
	3 子ども・若者の健やかな育ち	80
	(1) 様々な主体の参画による子どもを地域で支え育む取組の推進	
	(2) 「生きる力」を育む学校教育等の充実	
	(3) 若者の社会的自立・職業的自立の促進	
	4 青少年の健全な成長	86
	(1) 青少年の健全育成の推進	
	(2) いじめの加害者や非行少年等への対応	
	5 社会的養護の推進	92
	(1) 児童虐待の未然防止	
	(2) 児童虐待の早期発見・早期対応	
	(3) 子どもの保護・ケア	
	(4) 親子関係の修復・家庭復帰、子どもの自立支援	
	(5) 子ども家庭相談センターの機能強化と市町・関係機関との連携強化	

6	子どもの貧困対策	106
	(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援	
	(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援	
	(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援	
	(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援	
7	ひとり親家庭への支援	117
	(1) 自立のための就労支援	
	(2) 安心・安全な子育て・子育ちのための生活支援	
	(3) 生活の安定と自立のための経済的支援	
	(4) きめ細かな相談体制と情報提供	
	計画推進の目標値一覧	123
V	プランの推進について	128
	1 それぞれが果たす役割	
	2 計画の推進体制	
	3 点検評価・進行管理・計画の見直し	

子どもの貧困

(1) 貧困が連鎖せず、生まれ育った環境により子どもの将来が左右されない環境づくり

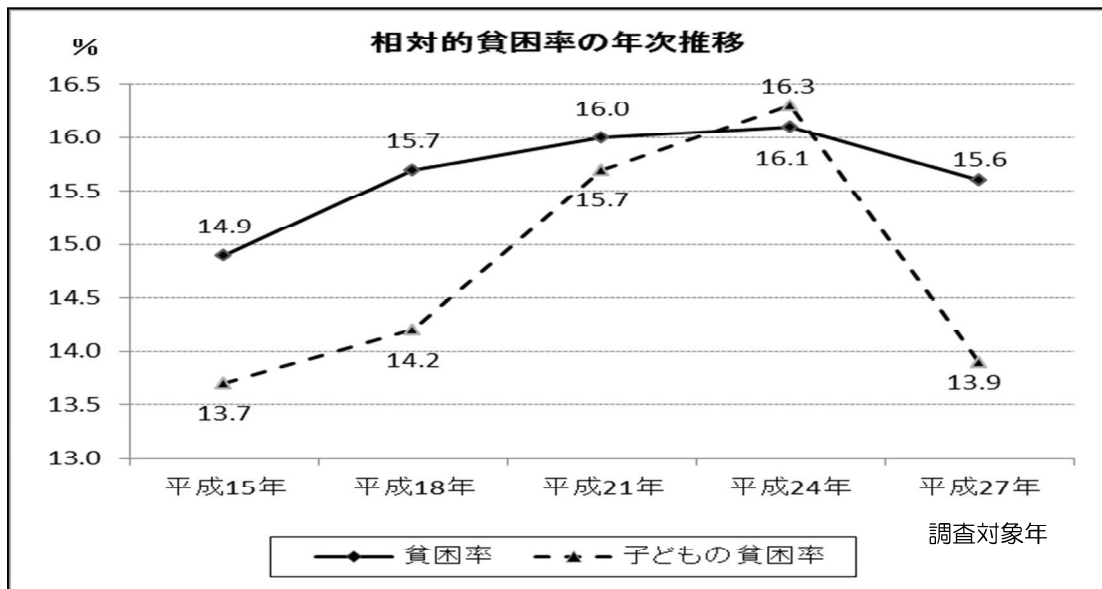
近年、社会経済環境の変化に伴い、生活困窮に至るリスクの高い人々や稼働年齢層を含む生活保護受給者が増大しています。

子どもの貧困対策は喫緊の課題となっており、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備することが必要です。

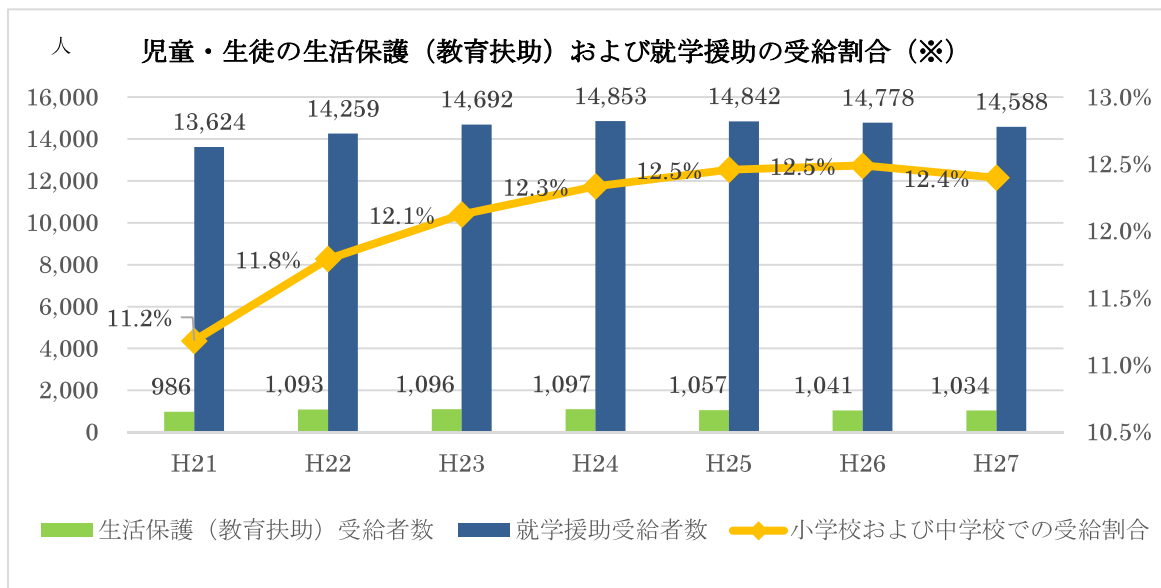
【子どもの貧困の状況】

「平成 28 年国民生活基礎調査」での相対的貧困率は、全体で 15.6%（平成 25 年（2013 年）調査比 0.5 ポイントの低下）、子どもで 13.9%（平成 25 年（2013 年）調査比 2.4 ポイントの低下）となっており、特に、家計を一人で支えなければならないひとり親家庭の子どもの貧困率（大人が一人の「子どもがいる現役世帯」）は 50.8%（平成 25 年（2013 年）調査比 3.8 ポイントの低下）と依然として高い水準となっています。

また、子どもの貧困率ではありませんが、本県における児童・生徒の生活保護（教育扶助）および就学援助の受給割合は平成 23 年から平成 27 年の間、12%台で推移しています。



(資料) 国民生活基礎調査 厚生労働省 平成 28 年 (2016 年)



（資料）滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課調べ
滋賀県教育委員会事務局調べ

（※）（生活保護（教育扶助）受給者数＋就学援助受給者数）÷小学校および中学校の児童数

【滋賀県子どもの貧困対策のための支援者調査について】

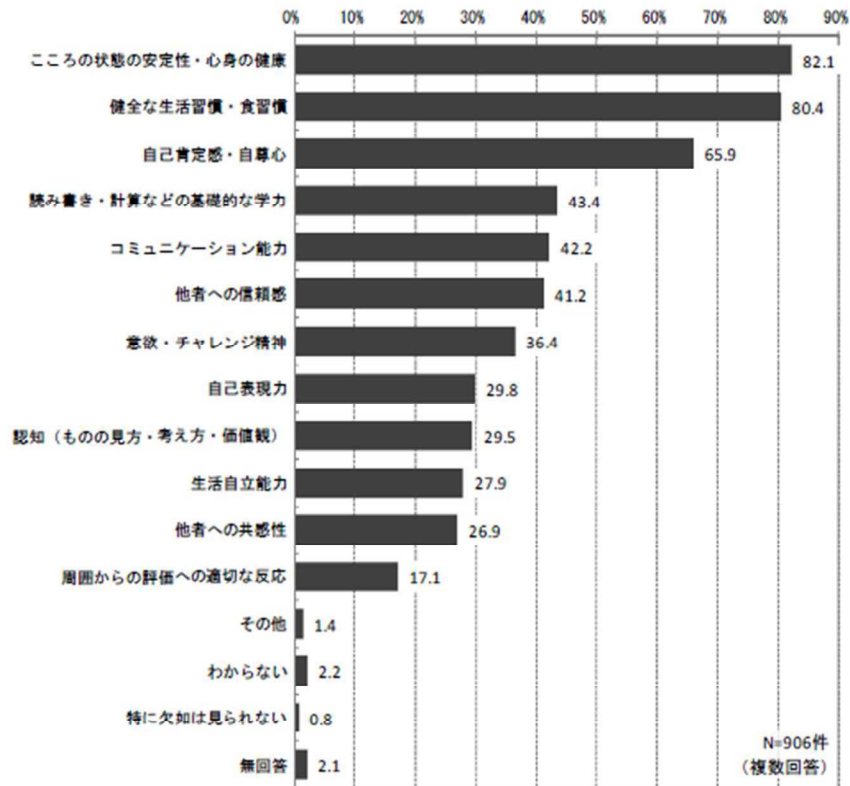
滋賀県では、平成 27 年度（2015 年度）に県内の子どもへの支援に関わる機関を対象に、貧困状況に置かれた子どもの支援者をめぐる現状と課題を明らかにするために龍谷大学と共同で調査を実施しました。

調査結果として、支援者の回答では、貧困状況にある子どもについて「こころの状態の安定性・心身の健康が欠けている」の割合が多くなっています。支援者の 4 割以上が「家庭訪問」（アウトリーチ型支援）をもっと必要と感じている一方、支援者の約半数が「保護者との関係づくり」を困難と感じており、「家庭訪問」がなかなか実施できていないという現状があります。

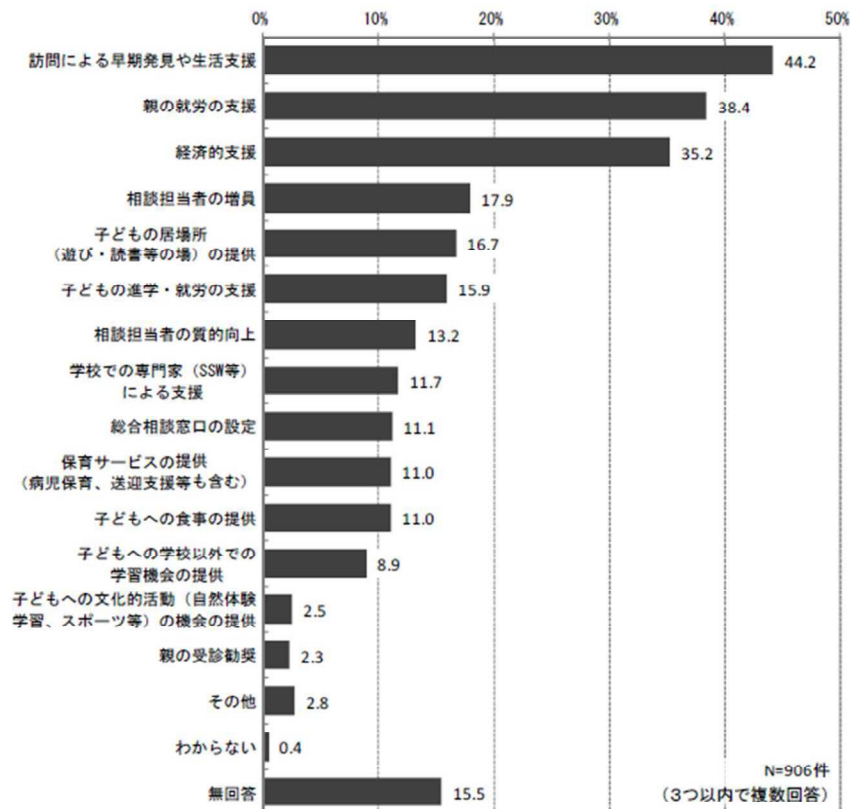
また、貧困状況が改善したケースの共通点として、「多職種が連携した支援」が挙げられていました。

調査結果からは、支援者の育成・適切な支援が必要といった課題も浮かび上がり、支援が必要な方へのアプローチの仕方や、多職種連携の仕組みの構築が必要と考えられます。

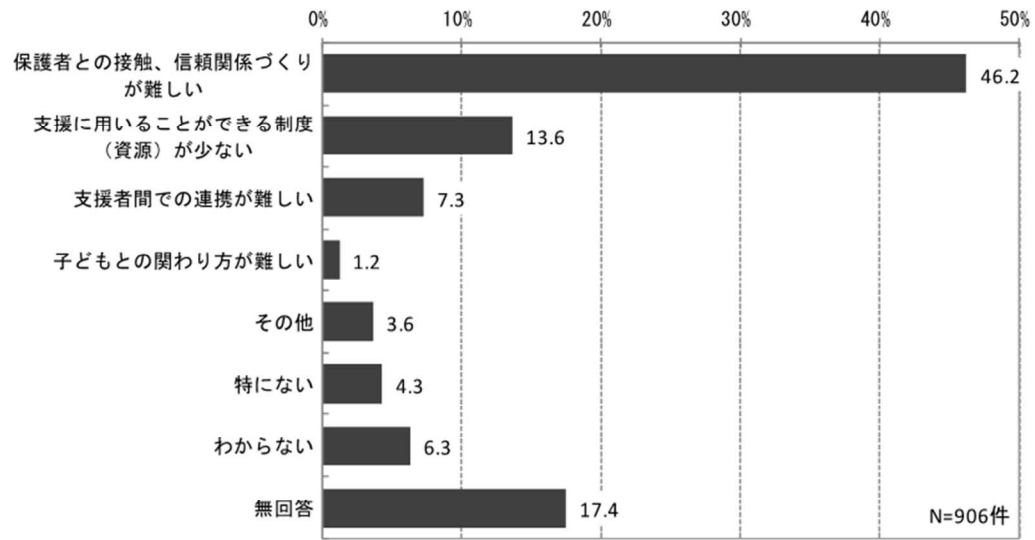
貧困状況にある子どもに欠如していること



貧困状況家庭に対して必要だと思う支援



貧困状況家庭への支援が困難な点



(資料) 滋賀県子どもの貧困対策のための支援者調査 滋賀県・龍谷大学 平成 27 年 (2015 年)

6 子どもの貧困対策

重点的取組 学校と福祉等関係機関等との連携強化

(1) 子どもの能力および可能性を最大限伸ばすための教育支援

基本目標

学校教育により学力を保障するとともに、学校を窓口とした福祉関係機関との連携や経済的支援を通じた教育費負担の軽減を図ります。

施策の方向性

貧困の連鎖を防ぐため幼児教育・保育の質の向上を図るとともに、子どもが小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、保幼小連携を推進します。また、子どもの貧困の背景にある原因を把握・分析し、学校や地域での放課後学習の取組、福祉関係機関との連携など、学校を拠点とした子どもの貧困対策の展開や教育費負担の軽減に取り組みます。

具体的取組

ア 学校と福祉等関係機関等との連携強化【重点】

○ 学校を窓口とした福祉関係機関等との連携

- 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。
- 家庭教育支援チーム等による相談対応や訪問型家庭教育支援等の取組により、保護者に対する家庭教育支援をサポートします。

○ 学校教育における「学ぶ力」、確かな学力の向上

- 学校・家庭・地域が連携し、子どもたちの基本的な生活習慣の定着を図る取組を推進します。
- 小中学校において個に応じた指導の充実や基礎基本の定着を図る放課後学習を支援します。

○ 地域による学習支援

- 放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。また、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）

の設置により、地域による学習支援等の充実を図るとともに、導入に向けた周知や啓発を実施します。

○ 高等学校等における就学継続のための支援

- ・ キャリアノート「夢の手帖」(小学生版・中学生版・高校生版)の作成や、小学校・中学校・高等学校キャリア教育・進路指導連絡協議会の開催により、各学校段階における体系的なキャリア教育を実施します。(再掲)
- ・ 高等学校等中退者等について、学校がハローワーク等に対して情報を共有する等により、就労支援や復学・就学のための情報提供を充実します。
- ・ 学習面の課題や経済的理由、妊娠など様々な事情により就学継続が困難な生徒について、それぞれの事情に応じた適切な支援や教育上必要な配慮を行います。

イ 貧困の連鎖を防ぐための就学前の教育・保育の質の向上

○ 保幼小連携の推進

- ・ 小学校における生活や学習へ円滑に移行できるよう、幼稚園幼児指導要録や保育所児童保育票録等による申し送りや、認定こども園、保育所および幼稚園と小学校との交流や連絡会の開催などによる連携を推進します。

○ 認定こども園、保育所および幼稚園における教育・保育にかかる負担軽減

- ・ 認定こども園、保育所および幼稚園への就園を促進するため、市町における、低所得世帯に対する利用者負担の軽減や、施設利用に伴う教材費等の費用負担の軽減を図り、適切な教育・保育を推進します。

○ 就学前の家庭教育支援

- ・ 就学前の子どもを持つ保護者に対し、家庭教育支援を充実するため、PTAや保護者会の代表を対象にした家庭教育学習講座の開催を支援します。

ウ 就学・修学支援の充実

○ 義務教育段階の就学支援の充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。

○ 子どもの食事・栄養状態の確保

- ・ 生活保護の教育扶助により、被保護世帯の小・中学校の給食費を支給します。
- ・ 県内で学校給食を実施している学校を対象とした学校給食実施状況調査を実施し、学校給食の普及・充実を図ります。
- ・ 食育の日の設定や研修会・講習会の実施、優れた実践校の表彰などにより、学校を中心に家庭・地域が連携した食育の推進を図ります。

○ 高等学校等における教育に係る経済的支援

- ・ 保護者等の収入状況により、高等学校等における教育の経済的負担の軽減が必要な生徒に対し、授業料の支援を実施します。また、低所得世帯に対し、授業料以外の支援を実施します。
- ・ 私立高等学校を運営する学校法人に対し、授業料減免に関する支援を実施します。
- ・ 高等学校等に在学する高校生等が、経済的な理由で修学を断念することがないように、奨学資金を貸与します。
- ・ 特別支援学校へ就学している児童生徒の保護者に対し、特別支援教育就学奨励費を支給し、通学費、給食費および教科書費等の支援を実施します。
- ・ 高等学校等中退者が高等学校等に再入学し、「高等学校等就学支援金」の支給限度期間または支給限度単位数を超えた場合に、授業料の支援として卒業するまで（最長2年間）学び直し支援金を支給し、高等学校等における教育にかかる経済的負担の軽減を図ります。

○ 大学生・専門学校生等に対する経済的支援

- ・ 大学等における就学の支援に関する法律に基づき、令和2年度（2020年度）より実施される授業料等減免と学資支給について、住民税非課税世帯等の対象者に広く周知します。

- ・ 看護専門学校生に対し、免許取得後に一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。
- ・ 保育士、介護福祉士養成施設在学学生に対し、資格取得後一定の要件を満たせば返還が免除される資金を貸与します。

○ 学生のネットワークの構築

- ・ 学生間のコミュニケーションスペースの設置や学生支援サポートスタッフ制度の実施により学生のネットワークの構築に努める県立大学に対し、その取り組みを支援します。
- ・ 看護学校の学生に対してカウンセリングを実施し、精神面でのサポートを行います。

エ 生活困窮世帯等への学習支援

○ 生活困窮世帯への学習支援

- ・ 生活困窮世帯の子どもを対象とした学習・生活支援を実施します。

○ 児童養護施設等で暮らす子どもに対する学習支援の推進

- ・ 国の基準を超えて職員を配置している施設に対し、入所児童の学習支援等にあたる職員の配置について支援します。

○ ホームフレンドの派遣

- ・ ひとり親家庭の子どもが気軽に相談できるホームフレンドの派遣を実施します。

○ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による教育相談体制の整備充実

- ・ 福祉等の関係機関と教育委員会・学校との連携を図るため、課題を抱える小学校にスクールソーシャルワーカーを配置するとともに、小中学校、市町教育委員会や県立学校の要請に応じてスクールソーシャルワーカーを派遣します。また、児童生徒の感情や情緒面を支援するため、小中学校や県立学校にスクールカウンセラーを配置・派遣します。(再掲)

○ 放課後子ども教室等の推進

- ・ 習熟度別指導などの少人数指導により個に応じたきめ細かな指導を推進するとともに、小学校、中学校における放課後学習を支援します。
また、放課後子ども教室等の地域学校協働活動の取組を推進し、放課後等の学習支援を充実します。

(2) 貧困の状況にある子どもを社会的孤立に陥らせないための生活支援

基本目標

相談事業等の充実を図ることなどにより、貧困の状況にある子どもが社会的に孤立しないようにします。

施策の方向性

保護者が仕事と家庭の両立ができるよう、保育サービスの充実や、日常生活や健康面のサポートを行うとともに、子どもの居場所づくりや進学・就労など、子どもが安心して生活することができるよう、支援の充実を図り、関係機関の連携や体制整備などを進めます。

具体的取組

ア 保護者の生活支援

○ 保護者の自立支援

- ・ 複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、自立相談支援および家計相談支援を実施します。
- ・ ひとり親家庭が一時的に家事援助、保育等のサービスが必要になった際に、家庭生活支援員を派遣して児童の世話等を行い、ひとり親家庭が安心して子育てをしながら生活することができる環境整備を図ります。

○ 保育等の確保

- ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等事業の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。
- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。

○ 保護者の健康確保

- ・ ひとり親家庭に対し、当事者ニーズに応じた母子・父子自立支援員による相談支援や、お互いに悩みを打ち明けたり、相談し支え合う場の提供を行います。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。
- ・ 市町における新生児訪問や乳幼児健診等において、乳幼児や保護者の健康状態の確認が行われることを支援します。
- ・ 市町における乳児家庭全戸訪問および養育支援訪問において、妊婦等による養育が適切に行われるよう、相談、指導、助言等が行われることを支援します。

○ 母子生活支援施設等の活用による地域での生活の支援

- ・ 母子生活支援施設の保育機能を活用し、地域で生活する母子家庭等の児童に対し保育サービスを提供します。

イ 子どもの生活支援

○ 児童養護施設等の退所児童の支援

- ・ 退所児童等に対し、就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。また、退所児童等が就職や住居を借りる際、施設長等が身元保証人になることの支援を実施します。

○ 食育に関する支援

- ・ 保育所等に対しては指導監査等を通じ、適切な食事提供の指導・助言を行います。また、児童養護施設に対しては、定期監査時に入所児への必要な栄養指導が行われているかの確認を実施します。

○ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもの居場所作りに関する支援

- ・ 生活困窮世帯やひとり親家庭の子どもに対し、居場所づくりを含む学習・生活支援を実施します。

- ・ 市町が実施する認定こども園、保育所、放課後児童クラブ等の充実を図るとともに、保育所等への入所に関するひとり親家庭の優先的取扱いについて市町に対して情報提供し、市町における取扱いの充実を図ります。(再掲)
- ・ 共働き家庭等のいわゆる「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、地域の実情に応じて、「新・放課後子ども総合プラン」に取り組めるよう、市町福祉部局および市町教育委員会に対して、その考え方等の周知に努めます。(再掲)

ウ 関係機関との連携等

○ 児童養護施設の体制整備、子ども家庭相談センターの相談機能強化

- ・ 家庭での保護者による安定的な養育が困難な子どもに対して、家庭的な養育環境を提供するために、里親の拡充と施設の小規模化を図ります。
- ・ 里親支援機関との連携により、里親に関する情報共有を推進します。
- ・ 養育里親認定研修、児童虐待相談等関係職員研修を実施し、里親や施設職員の資質向上に取り組みます。
- ・ 子ども家庭相談センターの機能を強化し、里親や施設で暮らす子どもへのケアを充実します。

○ 相談職員の資質向上

- ・ 生活保護世帯の支援にあたるケースワーカーの資質向上を図るため、またひとり親家庭が抱える課題に対応するため、母子父子自立支援員、市町担当職員およびひとり親家庭福祉推進員に対する研修を実施する等、市町の相談支援体制をバックアップします。
- ・ さまざまな悩みを抱えている子どもたちの相談に応じることのできる職員を子ども・若者総合相談窓口等に配置し、定期的に研修を実施します。

エ その他の生活支援

○ 妊娠期からの切れ目ない支援等

- ・ 医療機関と市町が早期から連携できるよう、県全体でハイリスク妊産婦、新生児援助事業を実施します。

- ・ 子育て・女性健康支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関し、電話、来訪、訪問による相談を実施します。
- ・ 個別事例に応じて、福祉事務所、市町保健センター、保健所等関係機関と連携し、健康面を含めた支援を行います。

○ 住宅支援

- ・ 住宅困窮度の高いひとり親世帯に対する県営住宅の優先入居を実施するとともに、子育て世帯等に対する民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ ひとり親家庭に対して住宅資金および転宅資金の貸付を実施します。
- ・ 生活困窮者自立支援法に基づき、離職等により住居を喪失またはそのおそれのある者が安心して求職活動に専念することができるよう、住居確保のための支援を実施します。

(3) 一定の収入を得て生活の安定を図るための就労支援

基本目標

貧困の状況にある世帯が一定の収入を得て、安定した生活ができるよう、保護者および子どもに対する就労支援を行い、就労機会の確保を図り、経済的自立を目指します。

施策の方向性

保護者に対しては、就職やキャリアアップにつながる資格の習得、個々の状況に応じた自立支援計画の策定や学び直し、困難を有する子どもに対しては、学校と就労支援機関との連携により、希望に応じた就職支援を進めます。

具体的取組

ア 保護者に対する就労の支援

○ 親の就労支援

- ・ 生活困窮者や生活保護受給者に対し、就労支援員等による支援、就労活動促進費の支給や就労自立給付金の支給を実施します。
- ・ ひとり親家庭に対して自立支援プログラムを策定し、就業を軸とした自立支援を図ります。また、高等職業訓練促進給付金を支給するとともに、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

- ・ 母子家庭の母や出産や子育てを理由に離職し、再就職を希望する女性等を対象に、民間教育訓練機関等を活用した職業訓練を実施し、就労の促進を図ります。

○ 親の学び直しの支援

- ・ 職業経験がないひとり親家庭の親に対して、主体的な能力開発の取組を支援するため、自立支援教育訓練給付金を支給し、学び直しの視点も含めた就業支援を推進します。
- ・ 生活保護受給中のひとり親家庭の親が高等学校に就学する際、高等学校等就学費の支給を実施します。

○ 就労機会の確保

- ・ ひとり親の就業支援に関するリーフレットを配布するとともに、県の会計年度任用職員の募集案内を母子家庭等就業・自立支援センターに提供し、ひとり親の就労機会の確保に努めます。

イ 子どもの就労支援

○ 希望に応じた子どもに対する就労支援

- ・ ひとり親家庭の就労を希望する子どもに対し、母子家庭等就業・自立支援事業を通じ、就労を支援します。
- ・ 児童養護施設の退所児童等に対して、それぞれの希望に応じた就職・生活に関するアドバイスやスキルアップ講座等の支援を実施します。
- ・ 中卒や高校中退、定時制高校に通学する子ども等全日制高校に通学していない子どもに対しても、それぞれの希望に応じ、学校とハローワークのジョブサポーター等との連携による求人開拓を行うといった支援を実施します。
- ・ しがジョブパークにおいて、就職に関する相談・職業紹介、求人情報の提供、就職に関するセミナーや就職説明会の開催などをワンストップで行うとともに、就労が困難な若者の就職を促進するため、地域若者サポートステーションにおいて、カウンセリング、就労体験、交流サロン等を実施します。

(4) 世帯の生活を下支えするための経済的支援

基本目標

生活保護や各種手当など、金銭の給付や貸与、現物給付（サービス）等を組み合わせた経済的支援を進め、世帯の生活の基礎を下支えします。

施策の方向性

ひとり親に対する児童扶養手当、福祉医療費助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付や養育費確保支援、生活保護世帯に対する教育扶助等などの経済的支援を行い、生活の安定を図ります。

具体的取組

ア ひとり親家庭に対する支援

○ 児童扶養手当の支給

- ・ 市町と連携して、制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な支給事務を行います。

○ 福祉医療費の助成

- ・ 病気やけがなどで必要となる医療費について、ひとり親家庭の負担を軽減し、ひとり親家庭の健康を保持・増進するため、医療費の一部助成を行います。

○ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

- ・ 市町と連携して制度の周知を積極的に進めるとともに、個人情報に配慮するなど、適正な貸付事務を行います。

○ 養育費確保の支援

- ・ 子どもと別居している親にも子どもの扶養義務があり、養育費は扶養義務を履行するものであるとの認識を広めるとともに、ひとり親家庭が養育費についての理解を深められるよう、NPO等と連携した講座を開催するなど、養育費の重要性を周知します。
- ・ 養育費に関する相談を引き続き行っていくとともに、養育費の確保を促進する支援策を検討します。

○ **ひとり親家庭に対する調査**

- ・ ひとり親家庭への就業支援や経済的支援等の状況把握のため、実態調査（5年に1回）を実施します。

イ **生活保護世帯に対する支援**

○ **教育扶助の支給方法**

- ・ 生活保護における教育扶助について、目的とする費用に直接充てられるよう、学校等からの要請に応じて、学校の長に対して直接支払うことを実施します。

○ **生活保護世帯の子どもの進学時の支援**

- ・ 高等学校等に進学する際、入学料、入学検査料等を支給します。また、高校生の就労収入のうち、本人の大学等の進学費用にかかる経費に充てられる場合は、収入として認定しない取扱いとします。

		現状	目標
		平成30年度実績	令和6年度
35	里親等委託率	34.3%	48.3%
	3歳未満	28.6%	52.2%
	3歳以上就学前	25.0%	46.2%
	学童期以降	35.7%	48.2%
36	養育里親の新規登録者数（世帯）	19世帯	20世帯/年
37	中学校区別の養育里親登録率	68.0%	100%
38	里親のもとや児童養護施設等で暮らす子どもの進学率および就職率	83.1%	100%
39	乳児院および児童養護施設における一時保護専用施設数	1箇所	3箇所
40	小規模かつ地域分散化された児童養護施設等の定員数（本体施設から地域へ移行する定員数）	36人（6箇所）	78人（13箇所）
41	市町子ども家庭総合支援拠点設置数	4市	全市町
基本施策⑥ 子どもの貧困対策			
42	ひとり親家庭の親の就業率（正社員）	母子：41.3% 父子：67.5%	母子：44.0% 父子：77.8%
43	スクールソーシャルワーカー（SSW）の支援学校数およびスクールカウンセラー（SC）の配置・派遣率	【SSW】 SSWが支援した学校数：184校 【SC】 SCの配置・派遣率：95.6%	【SSW】 SSWが支援した学校数：200校 【SC】 SCの配置・派遣率：100%
44	就学援助制度に関する周知状況	進級時 89.5% 入学時 94.7% [平成29年度]	進級時 100% 入学時 100%
45	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	92.2% [平成28年度]	99.2%
46	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等中退率	6.3% [平成28年度]	1.10%